

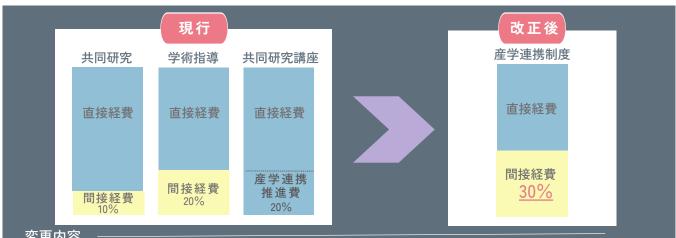
## 産学連携制度における間接経費見直しのお知らせ(別紙)

# 間接経費を一律 直接経費の30%に相当する額とします。

変更は

### 間接経費導入の趣旨

競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に 対する一定比率で手当てすることにより、競争的研究費をより効果的・効率的に活用する。また、 間接経費を、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用 することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。(「競争的研究費の間接経費の執行に 係る共通指針」(令和5年5月31日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)より抜粋。)



#### 変更内容

- ・共同研究の間接経費を直接経費の10%相当額から30%相当額に変更する。
- ・学術指導の間接経費を直接経費の20%相当額から30%相当額に変更する。
- ・共同研究講座・共同研究部門の産学連携推進経費(直接経費)を廃止するとともに間接経費を新設し、 間接経費を直接経費の30%相当額とする。

#### 対象の契約について ※間接経費変更の適用時期は令和6年4月1日以降です。

- ●令和6年4月1日以降に新たに研究が開始される契約が対象となります。
- ●変更契約については、研究期間の延長と経費の増額を伴い、期間延長の研究開始日が令和6年 4月1日以降の 契約が対象となります。



※例では、契約日・変更契約日=研究期間開始日・研究期間(延長)開始日としている